

静岡県立工科短期大学校評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県立工科短期大学校（以下、「短期大学校」という。）における教育・訓練等の実施状況の評価を行うため、静岡県立工科短期大学校評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 短期大学校の教育・訓練実施状況の評価に関すること。
- (2) その他短期大学校の運営に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会の委員は、5人以内とし、学識経験者、教育研究機関関係者、高等学校関係者、民間企業関係者等のうちから短期大学校長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて第3条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、短期大学校長が招集し、委員長が議長となる。

(職業能力開発課への報告)

第7条 短期大学校長は、評価委員会の内容を職業能力開発課長に報告する。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、短期大学校において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、短期大学校長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。